

関係法令抜粋

(3) 行為許可

【都市公園条例】

(行為の制限)

第 11 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 物品を販売し、又は配布すること。

(2) 業として、映画若しくは写真の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音、録画若しくは放送を行うこと。ただし、知事が都市公園の公衆の利用に支障を及ぼすおそれが少ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為期間、行為場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(許可の特例)

第 12 条 法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第 1 項又は第 3 項の許可を受けることを要しない。

【都市公園条例施行規則】

(行為の許可申請手続)

第 9 条 条例第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により都市公園内における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を申請しようとする者は、公園内行為許可申請書（第 8 号様式）又は公園内行為許可事項変更許可申請書（第 9 号様式）を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第 11 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をしようとする場合には、物品を販売する場合にあっては販売品目、販売人員、販売価格、収支概算等を、物品を配布する場合にあっては配布品目、配布人員等を記載した計画書

(2) 条例第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をしようとする場合には、当該撮影等のための人員、使用機材等を記載した計画書

(3) 条例第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる行為をしようとする場合には、開催回数、収容予定人員、料金、収支概算等を記載した計画書

(4) 条例第 11 条第 1 項第 4 号に掲げる行為をしようとする場合には、料金、付属施

設、参集予定人員、催しの運営管理に関する事項等を記載した計画書

(5) 条例第 11 条第 1 項第 5 号に掲げる行為をしようとする場合には、募金等を行う人員等を記載した計画書

(6) 条例第 11 条第 1 項第 6 号に掲げる行為をしようとする場合には、参集予定人員、火災予防の措置等を記載した計画書

(7) 行政庁の許可、認可等を必要とする行為をしようとする場合には、当該許可、認可等を受けていることを証明する書類

(8) 許可を受けた事項を変更しようとする場合には、当該変更に係る前各号に掲げる書類